

部長・局長・課長・施設長 様

総 務 部 長

(公印省略)

令和 7 年度予算の編成について（通知）

令和 7 年度当初予算は、下記により編成しますので、東かがわ市予算事務規則第 4 条の規定に基づき通知します。

記

1 財政状況

「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」では、我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題であるとされている。

また、地方財政基盤の強化では、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であり、地域における人への投資、D X ・ G X の推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしている。

さらに、本年 8 月に総務省が公表した「令和 7 年度の地方財政の課題」における地方の一般財源総額の確保等では、地方分権推進の基盤となる地方税の充実確保とともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け取り組むこと、こども・子育て政策については、「こども未来戦略」等を踏まえ、引き続き地方財源を適切に確保すること、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとされており、令和 7 年度もこうした国の対応を注視しながら、財政運営に取り組まなくてはならない。

本市の財政状況は、これまでの弛まぬ努力により健全な状態を維持しているものの、地方税においては大幅な増収は期待できず、経常収支比率も未だ高い水準で推移していることから、決して楽観できる状況ではない。現在、様々な事業に取り組む上で有利な財源になっている過疎対策事業債は新法制定により令和 1 2 年度まで発行可能である一方で、合併特例事業債発行可能期間が終わり新たな財源確保が喫緊の課題であり、一方、歳出においても、公債費の一層の増や施設の改修経費等の負担の増加が見込まれることや、扶助費などの社会保障経費をはじめとした義務的経費の伸びも想定されることから、将来の負担見込みや費用対効果を十分見極めた上で、計画的かつ経済性を考慮した慎重な判断が求められており、令和 7 年度の予算編成に当たっては「未来につながる持続可能な行財政運営の維持」を念頭に、予算編成に取り組まなければならない。

2 予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、1で述べた地方財政の現状及び別途公表した『東かがわ市中期的な財政の見通し』により、本市の財政の現状と見通しを十分認識した上で、令和5年9月に策定した『東かがわ市基本構想』に掲げる将来像“つながる未来をともに創るまち 東かがわ”の実現に向け、確かな成果が得られる予算となるよう、職員一丸となって取り組んでいく。

基本構想のまちづくりビジョンを踏まえ、これまでの各施策の目的、進捗、達成状況などを総点検し、財政の健全化を確保しながら持続可能な行財政運営を推進するための予算編成に取り組むこととし、特に、次の項目を優先的に配分するものとする。

- ① 人口減少や少子高齢化、また同時に多様性社会が進む中、「若い世代に評価されるまちづくり」、「人口減少に適応したまちづくり」を積極的に展開していくための次の取組
 - (1) 10年先を見越して、継続することにより効果が見込まれる取組
 - (2) 既存事業を縮小・廃止していくための取組（経常的な維持管理経費が発生する老朽施設の統廃合や、費用対効果が小さい事業の見直しなど）
- ② 様々な主体がともにつながることを意識した『若者定住施策、市内経済の活性化、地域協働（共助）の促進、子育て支援施策』等に注力した取組
- ③ デジタル変革（DX）の加速に対応するため、市デジタル化推進戦略に基づく『ICTでつながる市民に優しいデジタル東かがわ』の実現に向けた取組
- ④ 社会課題の解決に向けて、市官民連携基本方針に基づく、行政と民間が連携し社会的価値と経済的価値の創出を両立し、市民に利益をもたらす取組など、相互に協調しながら、市全体として多種多様な社会的課題の解決と経済成長の両立に向けた取組
- ⑤ グリーン社会を実現するため（GX）、本市の『ゼロカーボンシティ』宣言の実現に向けた市地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞に基づく取組
- ⑥ 気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害や、切迫する南海トラフ地震等の発生を見据え、市民生活の利便性や安全・安心の確保に向けた、防災・減災、住環境整備等の加速化・深化を図る取組

〈基本構想〉 まちづくりビジョン

基本構想

「ひとやしごとのつながりがまちをともに創る」

- うちからもそとからも愛される
- ふるさとに愛着を抱く
- 地場産業の振興
- 市内経済の活性化

「安全・安心がつながる」

- 地域とともに支え合う
- 安全・安心の意識を深め合う
- 地域防災・地域福祉の充実

「地域のにぎわいがつく」

- 地域課題を地域で解決
- 世代間交流を推進
- 魅力・情報の発信による開かれた地域

「こどもたちの未来につながる」

- 安心して産み育てられる環境・地域づくり
- こどもたちが主体的に学ぶ機会の創出
- こどもへの関わりを通じた地域内交流を推進

「新たな活力とともに未来につづく」

- 官民連携により社会的課題を解決
- 新たな活力の創出
- デジタル化の推進

3 予算編成要領

- ① 予算要求書の作成に当たっては、目的を明確に定め、積算基礎を正確に把握し、過大・過少見積りや計上漏れが生じないようにするとともに、正確な変動要素を織り込んだ絶対所要額を把握し、適正な予算を計上すること。
- ② 予算要求にあたり、見積、精査、各所と調整した上で整理し、各部長及び各課長の責任において、資料提出までに査定を徹底すること。
その際、R 5 年度決算額、R 6 執行状況を考慮し、適切な予算要求とすること。
さらに、事務の内容によって、次のような視点で整理すること。
(1) 進捗等に応じて、補正予算による対応でよいもの
(2) 速やかな事務処理が必要で、柔軟に対応できるよう予算確保が必要なもの
- ③ 新規事業あるいは既存事業の拡充は、政策目標に合致するものかどうか、目的及び成果目標が明確になっているかどうか等について、十分に精査し、事業実施または拡充の可否については、事前に事業費や将来の負担見込みなどの財政的側面を踏まえた上で、市長の判断を仰いでおくこと。
(予算査定は、予算全体の金額バランスを調整する場であり、事業の実施の可否を判断する場ではない。)

事前協議未了の場合は、予算化を見送るので留意すること。

※令和 6 年 8 月 30 日付け令和 7 年度予算関係事項の事前協議について参照

また、計画的な財政運営を確保するため、各種事業について、常に後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分な検討を行うとともに、常に財源の最も効率的な活用が図られるよう配慮すること。

- ④ 新規事業については、緊急性、費用対効果の検証はもとより将来の財政負担を考慮し、スクラップ・アンド・ビルドの観点から同類事業・施設の統合・整理に努めること。特にランニングコストが発生する事業の導入に当たっては、十分精査して実施の是非を判断すること。
- ⑤ 継続事業は、各課・各部において客観的な事業評価を行い、必要性や効果を検証し、事業の洗い直しと経費全般にわたり徹底した見直しを行うこと。特に投資効果を期待できないものについては、廃止又は年次計画で縮小し、終期設定を行うとともに、既得権益的・先例踏襲主義的な漫然とした予算要求は行わないこと。
- ⑥ 投資的経費については、合併特例事業債が令和 5 年度に発行期限を迎えたことなどを考慮し、中・長期的な見通しを立てて予算要求すること。また、見込まれる国・県支出金などの補助制度で活用できるものがないか、十分に調査・研究、精査すること。
- ⑦ 国・県の事業見直し方針に沿った事業計画とし、補助制度の廃止事業については廃止し、市単独での肩代わり実施はしない。事業の優先度、熟度、緊急度、更なる財源確保の可能性等を総合的に判断の上、メリハリのある予算編成とすること。特に補助金、交付金については国の動向を注視すること。
- ⑧ 総合戦略の重要業績評価指標（K P I）や東かがわ市事務事業 P D C A（見える化）の公表を見据え、常に成果（アウトカム）を意識した予算要求とすること。
- ⑨ 制度の創設や存廃、新規事業の実施等に伴う予算化については、議会における答弁内容との整合性に留意すること。
- ⑩ 事業内容や予算額について、合理的な説明ができるよう整理すること。
- ⑪ 事業計画書には、事業実施の根拠となる法令や計画を記載すること。根拠となる法令等がない事業は、事業見直しの時期などを記載すること。予算規模の大小に関わらず、各事業の目的や求める成果などを見つめ直し、定期的に事業見直しを検討し、漫然と事務事業を継続することがないよう意識すること。

4 歳入に関する事項

- ① 市税や地方交付税の確保はもとより、ふるさと納税、企業版ふるさと納税寄付制度の活用をはじめ、未利用（遊休）財産の売却、行政財産の余剰スペースや普通財産の民間活用、市税滞納金や税外未収金の回収、基金の運用及び活用など、あらゆる歳入確保策に積極的に取り組むこと。
- ② 市税は、経済情勢の推移、税制の改正等を十分勘案するとともに、現況を見極め、的確な判断により確実な見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の把握漏れがないよう留意すること。
- ③ 分担金及び負担金、使用料及び手数料は、事業内容、受益の度合い、歳入に対する歳出のバランス、近隣市町の動向、社会経済情勢等を総合的に勘案して適正に見積り、均衡を失するものは負担の適正化を図ること。
- ④ 消費税率等の改正や労務費、資材費等の価格上昇により、歳出が増加したにもかかわらず、使用料等の見直し（改定）を当面実施しておらず、歳入歳出のバランスが不均衡となっていると考えられる場合は、現行の使用料等の額の妥当性等を検証し、見直す必要がある場合は、市長協議を経たうえで予算計上を行うこと。
- ⑤ 国・県支出金は、最新の情報把握に努め、的確な見通しの下に計上し、市の後年度負担を伴うような事業補助金を安易に受け入れないこと。また、対象事業の採択基準に基づき、超過負担とならないよう留意して計上すること。
- ⑥ 財産収入は、市が保有する土地・建物のうち、有効利用されていないものや保有する必要性のないものは、適正な価格により積極的に売却を進めること。
また、処分等に一定の期間を要する土地等は、暫定的な貸付けなど有効活用を図り、維持管理費等の負担軽減を図ること。
- ⑦ 物価高騰等の影響による国や県の予算編成状況にも留意し、事業実施の可能性や予算配分の見通しを的確に判断し、予算計上すること。

5 歳出に関する事項

- ① 『総務課、財務課又は福祉課で一括計上する経費』と『各課で計上する経費』について、【令和7年度予算計上の注意事項】で確認すること。
- ② 報酬は、『東かがわ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例』に記載があるものについてのみ、計上すること（同条例中「上記以外の非常勤の委員等」に該当する場合は、積算根拠を明確にしておくこと）。
- ③ 物件費（旅費、需用費、委託料等）は、業務内容を精査し、節減に努めて計上すること。
・ 旅費は、県外旅費一覧表の様式を改め、予算計上参考額を提示したので、新様式を使用すること。
- ④ 修繕的性質の経費は、劣化や損傷など老朽化の状況を的確に把握し、緊急性を有するものなど、予算要求前に十分な調査を行い適切に計上すること。
また、予防保全的修繕を怠ったことにより後年度に多大な財政負担をもたらすことのないよう、長寿命化の視点に立った保全修繕を計画的に進めること。
- ⑤ 投資的経費は、必要度、緊急度、行政効果を検討し、事業内容を調整のうえ計

上することとし、特に継続事業などの執行予定と事業量を的確に把握し、適切な予算を計上すること。

また、既存施設は、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化に努めること。

なお、予算編成後に事業費が大幅に増額することや、予算の大幅な組替え、流用が生じることがないように努めること。

・普通建設事業費については、計画的かつ経済性も考慮した上で、取り組まなければならないことから、国や県などの支援制度で活用できる制度がないか情報を収集するなど、調査・研究し、かつ、年次事業計画を定めるなど、計画的に取り組むこと。

⑥ 補助費である負担金補助及び交付金は、下記に留意するとともに、その効果について十分精査のうえ計上すること。

・例規上『見直し』を規定している、又は市単独の補助交付金等は、必ず成果等の検証を行い、積算根拠を明確にすること。

・各種団体等への補助交付金は、他の同様の団体との均衡を失することがないように要求すること。特に団体補助金が人件費に充てられているものについては、本来人件費は団体自身が確保するものであることから十分精査し、人員数の適正管理について指導をすること。

・補助交付金の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドと終期設定を徹底すること。

・各種団体への負担金は、支出の根拠を明確にし、必要性の検討、内容の精査等を十分に行ったうえで計上すること。

・毎年負担金を交付しているにもかかわらず、恒常的に多額の繰越金が発生している団体は、負担金の見直しを申し入れること。

⑦ 扶助費は、措置件数、措置内容の傾向と国・県の動向を把握し、効率的、効果的な給付に努めて計上し、単独事業は、制度の存廃も含めて精査すること。

⑧ 特別会計及び企業会計への出資金、繰出金等は、算定の根拠となる繰出基準等に基づき、適切に計上すること。

⑨ 各種情報処理関係システムは、市民サービスの向上と業務改善の視点から、費用対効果を検証のうえ、効率的な運用に努めること。

なお、システム関連（導入・改修・保守・リース等）は、システム概要及び予算計上について、必ず事前に財務課デジタル推進室と協議し、担当課において予算要求すること。（※別添「システム関連予算について」参照）

⑩ 根拠資料となる見積は、契約の相手方となる可能性のある者への依頼は極力控えること。また、インターネットでの価格情報を根拠とする時は、インターネット販売における販売価格の最安値と一般的な購入手段での販売価格の最安値とが、必ずしも一致する訳ではないので、価格の採用については十分に調査検討すること。

⑪ 物価高騰等対応はエネルギー調達価格をはじめ、物品調達、運搬費など広範に及ぶことから、単純に調達するなどの予算だけではなく、請負や委託などにも影響が及んでいることを認識し、今後も継続が見込まれることに留意し、予算計上すること。

6 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、後年度の財政負担を予定するものであるので、将来の財政運営を圧迫する要因とならないよう、対象事業及び限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

7 特別会計及び公営企業会計、一部事務組合に関する事項

健全財政の維持は、全会計を通じて要請されるものであるから、前記事項中の関連事項及びその趣旨は、特別会計及び企業会計、一部事務組合の予算編成等に当たっても十分配慮するとともに、次の点について留意すること。

- ① 地方公共団体の財政健全化法の健全化判断比率は、特別会計、企業会計のほか、土地開発公社や一部事務組合を含む範囲を対象として算定することから、それらの事業計画や財政状況についても十分留意すること。
- ② 特別会計及び企業会計は、本来、特定の歳入をもって事業を執行していくものであることを踏まえ、受益者負担の適正化に努め、一般会計からの出資金、繰入金等については、算定の根拠となる繰出基準等に基づき、適切に計上すること。
- ③ 企業会計については、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算性の確保に努めること。特に、平成30年度から企業会計に移行した下水道事業、農業集落排水事業に係る予算については、後年度負担の見込みを含めた中長期的な事業運営の見通しをたて、適切な予算を計上すること。